

# アスベスト対策制度融資の案内

## 1 目的

アスベスト問題の社会的重大性に鑑み、本件を「経営支援融資（経営一般）」の融資対象として知事指定し、中小企業者への資金的な支援を行うことにより、当該事業者の本問題への迅速な取組を促し、もって本件の早急な解決を図る。

## 2 対象

都内に事業所（住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種を営み、原則として法人税（個人については所得税）または事業税を納付している中小企業者（組合を含む。）であって、アスベスト対策を講じるもの。

## 3 概要

### (1) 資金用途

アスベスト対策に伴う設備・運転資金

- ・ 「大気汚染防止法」第 18 条の 15 第 1 項(第 2 項)による届出の対象となるアスベスト(吹きつけアスベスト、(保温材))の除去、封じ込め、囲い込み処理等に係る諸費用(調査、廃棄費用等も含む。)
- ・ 上記工事に伴うノンアスベスト建築材への切り替え費用
- ・ 自己が行う上記工事に伴い仮店舗等に一時的に移転する際に生ずる諸費用(移転費用、入居保証金、賃借料等)
- ・ アスベスト対策工事物件所有者又は使用者が自己で行うアスベスト対策工事により一時自己の店舗、工場等が営業休止若しくは操業休止となった場合に当該物件から本来発生したであろう売上相当額※  
※ 当該物件からの前年度売上高／365×休業日数

### (2) 融資限度額

1 億円（組合については 2 億円）

### (3) 融資期間

10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）

### (4) 融資利率

【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）

融資期間	3 年以内	1.7%以内
	3 年超 5 年以内	1.8%以内
	5 年超 7 年以内	2.0%以内
	7 年超	2.2%以内

但し、責任共有制度の対象外となる場合は以下の利率が適用される。

融資期間	3 年以内	1.5%以内
	3 年超 5 年以内	1.6%以内
	5 年超 7 年以内	1.8%以内
	7 年超	2.0%以内

### (5) 保証人及び担保

#### ア 保証人

連帯保証人を要する。この連帯保証人は、法人（組合を除く。）では代表者個人とし、組合では原則として代表理事とする。ただし、個人事業者については、原則として不要。

#### イ 物的担保

この融資を含め保証合計額残高が、8,000 万円以下のものは原則として無担保とし、8,000 万円を超えるものは必要に応じて物的担保を要する。

### (6) 信用保証

ア 東京信用保証協会の信用保証を要する。

イ 信用保証料は東京信用保証協会の定めるところによる。

なお、従業員数が製造業等 20 人（卸売業、小売業、サービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の中小企業者に対しては、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。

## 4 融資申込書類

通常の「経営一般」の申込書類のほか資金用途に応じて別途下記の書類を必要とする。

設備	運転	必要書類
○	○	アスベスト対策計画書
○	○	アスベストの除去等を行う建物の登記事項証明書 借家人の場合は、上記に加え賃貸借契約書の写し
○	○	施行業者が「大気汚染防止法」第 18 条の 15 第 1 項(第 2 項)に基づき官公庁に提出した「特定粉じん排出等作業実施届出書」の写し及び付属書類の写し
△		工事に伴い一時的に転居する場合に発生する諸費用の明細（見積書等）
	○	前期決算書※ ※工事物件での売上高がわかるもの

## 5 融資申込受付期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

## 6 申込受付機関及び融資あっせん申込受付機関

東京都産業労働局金融部金融課、取扱指定金融機関、東京信用保証協会他

以 上